

授業等における合理的配慮の申請について（ご案内）

授業等における合理的配慮を申請できるのは、下記①に該当する「障害のある学生」のみです。希望する方は、下記②の書類を、③の提出期日までに学生支援センターへ提出してください。

【①】 授業等における合理的配慮の対象者

次のような障害及び社会的障壁（注）により継続的に、日常生活や社会生活で困りごとがある学生が対象です。

- ・身体障害（視覚・聴覚・肢体不自由など）
- ・知的障害
- ・精神障害（発達障害を含む）
- ・その他の心身機能障害（指定難病や慢性疾患など）

（注）社会的障壁とは、障害のある人が日常生活や社会生活を営むにあたって、障害となるような制度、慣行、観念、施設、情報、意思疎通、その他一切の事物をいいます。

◆ 対象外となる（申請できない）ケース

- ・一時的なケガや病気（例：骨折、風邪など）、妊娠中・出産後の体調変化など

☞対象外となるケースは、授業等における合理的配慮の対象ではありませんが、別途サポートできる場合があります。心配な方は学生支援センターへご相談ください。

【②】 申請書の提出

学生支援センターに以下を提出してください。

- ・A. 授業等における合理的配慮申請書
- ・B. 授業等における合理的配慮の説明書兼同意書
- ・情報提供書（3か月以内に発行／具体的に配慮内容が記載されているもの）
→身体に障害のある方は障害者手帳のコピーだけでよい場合がありますので、学生支援センターにご相談ください。
- ・障害者手帳のコピー（お持ちの方）
→療育手帳のみの場合は、コピーに加えて本学所定の情報提供書も必要です。
- ・申請理由が精神障害の場合
→状況確認のため、半期ごとに所定の情報提供書を提出してください。

【③】 申請書類の提出期日 令和8年2月12日（木）

- ・申請は年1回です。授業等における合理的配慮の提供期間は、授業担当の先生へ依頼書を渡してから、その年度末までです。
- ・提出期日を過ぎてから申請をする場合は、学生支援センターにお問い合わせください。

【④】 申請書類の提出先および手続きに関する問い合わせ

提出先：学生支援センター（4号館1階）

受付時間：平日9：00から17：30まで（土日祝日を除く）

連絡先：TEL. 072-956-9956（直通）

【⑤】 お知らせ 学生相談室の利用について

合理的配慮の内容を一緒に考えたり、授業での困りごとを整理したりするため、学生相談室を利用することも可能です。授業等における合理的配慮を希望される方は、あわせて学生相談室の利用をお勧めします。

学生相談室予約



学生相談室：6号館B棟1階（保健センター内にあります）

利用方法：事前予約をおすすめします（保健センターでも予約可能です）